

ご契約中のお客さまへ

平成 29 年 4 月 1 日から、ガス事業法の改正により、ガスの小売供給が自由化されます。これまで、簡易ガス供給約款及び選択約款によりガスの供給をさせていただいているお客さまにつきまして、今般のガス事業法令の改正に伴い供給約款の規定を一部変更させていただきますが、基本的には、これまでの供給条件を継続した供給契約とさせていただくことになりました。

対象契約種別

従前の簡易ガス供給契約、簡易ガス家庭用給湯・暖房契約

変更の内容

今般のガス事業法令の改正に伴い、又は用語の整理により、約款を一部変更していますが、実質的な内容の変更はございません。

- ① 供給条件等を記載した供給約款の名称を「簡易ガス供給約款」から「ガス小売供給約款（宮崎学園都市）」に変更致します。また、「ガス使用契約」から「ガス小売供給契約」に変更いたします。
- ② ご契約中であっても、供給条件等を変更することがあります。その場合は、変更する内容を原則として変更実施日の 10 日前までに支店に掲示するなどして周知を行います。
- ③ 供給条件等の変更（契約期間の延伸を含みます。）の際は、その変更内容や新たな契約期間をお客さまにお知らせいたします。その際、変更しようとする事項の説明を、訪問、書面の送付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする事項を説明し、書面に記載することについてあらかじめ承諾して頂きます。

ただし、供給条件等の変更が、法律の制定又は改廃に伴う変更、又は実質的な変更を伴わないものについては、特に求めがない限り、説明及び書面に記載しないことがあることをあらかじめ承諾して頂きます。

- ④ 料金を支払期限内にお支払い頂けない場合などには、当社から契約を解除させていただくことがあります。その際は、解除日の遅くとも 15 日前と 5 日前に文書等で 2 回通知いたします。
- ⑤ また、契約解除前にガスの供給を停止する場合も、上記と同様に 2 回通知するとともに、その事由として「お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合、不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改めいただけないとき」を新たに対象とさせていただきます。

※変更後の供給条件（ガス小売供給約款（宮崎学園都市））は支店に掲示しておりますので、ご覧ください。

※上記変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

変更内容等にご承諾いただけない場合は、お手数ですが、平成 29 年 3 月 31 日までに、当社へご連絡ください（ご解約の手続きを取らせていただきます）。

宮崎ガス株式会社

ガス小売全面自由化について

● ガス小売全面自由化及び供給地点特定番号のご説明

- ・ 平成 29 年 4 月 1 日から改正ガス事業法の施行によりガス小売全面自由化が実施されることになり、都市ガス及び簡易ガスの供給区域又は供給地点の独占制並びに料金規制が廃止されます。
- ・ これまで当社は、一部の大口契約を除き、経済産業大臣の認可を得て（若しくは届け出て）ガス料金を設定してきましたが、今後はこのような行政手続きが不要になります。
- ・ お客さまがガスの使用場所を特定する番号として、「供給地点特定番号」が設定されます。「供給地点特定番号」は、「ガスの使用量のお知らせ（検針票）」などでお知らせ致します。

今後とも、宮崎ガスをご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。平成 29 年 4 月以降も引き続き、当社とご契約いただける場合は、お手続きは不要です。

（ご参考）ご契約内容の概要について

■ 料金単価表

名 称	適用条件		区 分	基本料金	基準単位料金	
簡易ガス一般契約	なし		A	0～8.0 m ³	994.68 円	537.72 円/m ³
			B	8.1～30.0 m ³	1,627.56 円	458.60 円/m ³
			C	30.1 m ³ ～	4,420.44 円	365.50 円/m ³
簡易ガス家庭用給湯・ 暖房契約	家庭用として専用住宅で風呂・給湯に給湯機器を使用し、併せて暖房機器を使用する需要であること	5月 ～ 11月	A	0～8.0 m ³	994.68 円	537.72 円/m ³
			B	8.1～9.5 m ³	1,627.56 円	458.60 円/m ³
			C	9.6～26.7 m ³	2,160.00 円	402.84 円/m ³
			D	26.8 m ³ ～	5,400.00 円	281.49 円/m ³
		12月 ～ 4月	A	0～8.0 m ³	994.68 円	537.72 円/m ³
			B	8.1～16.0 m ³	1,627.56 円	458.60 円/m ³
			C	16.1～22.5 m ³	3,240.00 円	358.19 円/m ³
			D	22.6～37.6 m ³	4,860.00 円	286.15 円/m ³
			E	37.7 m ³ ～	6,480.00 円	243.06 円/m ³

- 上記の料金は早取料金（すべて税込）です。支払義務発生日（検針日等）から 20 日経過後にお支払いいただく場合には、遅取料金（3%割増）となります。
- 実際に適用する単価（円/m³）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- ガス料金は、口座振替、クレジットカード払いまたは払込みの方法により、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目（支払期限）までにお支払いいただきます。支払期限を超過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。
- 詳細は、当社ホームページへ掲載しておりますので、ご覧ください（書面をご希望の場合はご連絡ください）。

（URL <http://www.miyazakigas.co.jp/>）

窓口 宮崎地区 宮崎市阿波岐原町野間 311 番地 1 宮崎支店料金課 0985-39-3117

受付時間 8：20～17：00（土・日・祝日を除く）